

富山県勤労者互助会 規約

(名 称)

第1条 この会は、富山県勤労者互助会(以下「互助会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この会は、北陸労働金庫及び勤労者福祉事業団体等の勤労者福祉事業の利用、及び会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的地位の向上と生活の安定を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所を富山県富山市に置く。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1)北陸労働金庫及び勤労者福祉事業団体等が行う会員のための勤労者福祉事業の利用、及び紹介に関すること。
- (2)会員の生活・福祉向上に係る知識や情報その他のサービス等の提供に関すること。
- (3)会と地区の福祉事業との連携や、会員のボランティア活動への参加促進に関すること。
- (4)その他この会の目的達成に必要なこと。

(会員の資格)

第5条 この会に加入する者は、地区内に居住または就業する者、又はこの会の趣旨に賛同する勤労者等とする。

2. 前項の規定にかかわらず、暴力団等の反社会的組織の構成員に該当する者は、この会の会員となることができない。また、入会後に反社会的組織の構成員に該当する事が判明した者、又は脅迫的な言動・暴力的な行為等でこの会の活動を妨害した者は、役員会の決議により除名することができるものとする。

(会員の構成)

第6条 この会の構成は、過半数が勤労者であることとする。本条の趣旨の充足が疑われる申込があった場合は、会はこれを留保することができるものとする。

(入 会)

第7条 この会に加入するときは、互助会または受付事務の代行を行う労働金庫営業店・ローンセンターのいずれかにおいて、所定の加入申込書に必要事項を記載し互助会事務局に申込むものとする。入会后、氏名・住所等が変更となった場合、当該会員は、加入(変更)申込書にて互助会事務局に届出することとする。

(会員資格の喪失、脱退)

第8条 この会を脱退するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。なお、北陸労働金庫の利用が2年以上ない場合は、会員資格を失わせることができるものとする。

2. この会の名誉を毀損し、あるいは公序良俗に反するような行為があったとき、その他この規約に違反し会に重大な損失を与えるような行為があったとき、役員会の決定により除名することができるものとする。

(機 関)

第9条 この会に次の機関を設ける。

1. 総代会
2. 役員会

(代議員)

第10条 総代会の代議員は、労働金庫営業店の地区単位で役員会の推薦に基づき、会員から1名選出する。

(総代会)

第11条 総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。

1. 規約の改定に関する事項
2. 会員の加入・脱退に関する事項
3. 事業計画並びに活動方針の策定に関する事項

4. 予算、決算の承認に関する事項
5. 役員を選出に関する事項
6. 各地区の代議員選出に関する事項
7. その他重要事項に関する事項

(総代会の開催)

第12条 総代会は、会長が年1回招集し開催する。また、総代会の議長は会長が務めるものとする。

(総代会の成立および議決要件)

第13条 総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立する。議決は、出席代議員の2分の1以上の賛成を要する。

(役員会)

第14条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項実施の会務を執り行うものとする。

(役員会の開催)

第15条 役員会は、年1回以上の開催、及び会長が必要と認めるとき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。

(役員会の成立および議決要件)

第16条 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、出席役員2分の1以上の賛成を要する。

なお、議長は会長が務めるものとする。

(役員)

第17条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 事務局長 1名
4. 会計監査 1名

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し業務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 事務局長は、会長の命を受け業務の執行に当たる。
4. 会計監査は、年1回帳簿、確証等を精査し業務執行状況を監査する。

(役員を選出と任期)

第19条 役員は、会員の中から総代会の決議により選任する。役員の仕事は2年とするが、再選は妨げない。

なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第20条 この会の経費は、配当金、預金利息、助成金、寄付金等をもって充てる。

(会費)

第21条 この会の会費は徴求しない。

(会計年度)

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(労働金庫利用)

第23条 この会の事業に定める北陸労働金庫加入による金融機能の利用については、金庫所定の手続きに従うものとする。

(付則)

第24条 この会の規約の改廃は、総代会が行う。

第25条 この規約は平成20年3月28日から施行する。

この規約は平成28年5月24日改定し、同日施行する。

石川県勤労者互助会 規約

(名 称)

第1条 この会は、石川県勤労者互助会(以下「互助会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この会は、北陸労働金庫及び勤労者福祉事業団体等の勤労者福祉事業の利用、及び会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的地位の向上と生活の安定を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所を石川県金沢市に置く。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1)北陸労働金庫及び勤労者福祉事業団体等が行う会員のための勤労者福祉事業の利用、及び紹介に関すること。
- (2)会員の生活・福祉向上に係る知識や情報その他のサービス等の提供に関すること。
- (3)会と地区の福祉事業との連携や、会員のボランティア活動への参加促進に関すること。
- (4)その他この会の目的達成に必要なこと。

(会員の資格)

第5条 この会に加入する者は、地区内に居住または就業する者、又はこの会の趣旨に賛同する勤労者等とする。

2. 前項の規定にかかわらず、暴力団等の反社会的組織の構成員に該当する者は、この会の会員となることができない。また、入会後に反社会的組織の構成員に該当する事が判明した者、又は脅迫的な言動・暴力的な行為等でこの会の活動を妨害した者は、役員会の決議により除名することができるものとする。

(会員の構成)

第6条 この会の構成は、過半数が勤労者であることとする。本条の趣旨の充足が疑われる申込があった場合は、会はこれを留保することができるものとする。

(入 会)

第7条 この会に加入するときは、互助会または受付事務の代行を行う労働金庫営業店・ローンセンターのいずれかにおいて、所定の加入申込書に必要事項を記載し互助会事務局に申込むものとする。入会后、氏名・住所等が変更となった場合、当該会員は、加入(変更)申込書にて互助会事務局に届出することとする。

(会員資格の喪失、脱退)

第8条 この会を脱退するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。なお、北陸労働金庫の利用が2年以上ない場合は、会員資格を失わせることができるものとする。

2. この会の名誉を毀損し、あるいは公序良俗に反するような行為があったとき、その他この規約に違反し会に重大な損失を与えるような行為があったとき、役員会の決定により除名することができるものとする。

(機 関)

第9条 この会に次の機関を設ける。

1. 総代会
2. 役員会

(代議員)

第10条 総代会の代議員は、労働金庫営業店の地区単位で役員会の推薦に基づき、会員から1名選出する。

(総代会)

第11条 総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。

1. 規約の改定に関する事項
2. 会員の加入・脱退に関する事項
3. 事業計画並びに活動方針の策定に関する事項

4. 予算、決算の承認に関する事項
5. 役員を選出に関する事項
6. 各地区の代議員選出に関する事項
7. その他重要事項に関する事項

(総代会の開催)

第12条 総代会は、会長が年1回招集し開催する。また、総代会の議長は会長が務めるものとする。

(総代会の成立および議決要件)

第13条 総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立する。議決は、出席代議員の2分の1以上の賛成を要する。

(役員会)

第14条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項実施の会務を執り行うものとする。

(役員会の開催)

第15条 役員会は、年1回以上の開催、及び会長が必要と認めたとき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。

(役員会の成立および議決要件)

第16条 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、出席役員2分の1以上の賛成を要する。

なお、議長は会長が務めるものとする。

(役員)

第17条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 事務局長 1名
4. 会計監査 1名

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し業務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 事務局長は、会長の命を受け業務の執行に当たる。
4. 会計監査は、年1回帳簿、確証等を精査し業務執行状況を監査する。

(役員を選出と任期)

第19条 役員は、会員の中から総代会の決議により選任する。役員の仕事は2年とするが、再選は妨げない。

なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第20条 この会の経費は、配当金、預金利息、助成金、寄付金等をもって充てる。

(会費)

第21条 この会の会費は徴求しない。

(会計年度)

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(労働金庫利用)

第23条 この会の事業に定める北陸労働金庫加入による金融機能の利用については、金庫所定の手続きに従うものとする。

(付則)

第24条 この会の規約の改廃は、総代会が行う。

第25条 この規約は平成20年3月28日から施行する。

この規約は平成28年5月18日改定し、同日施行する。

福井県勤労者互助会 規約

(名 称)

第1条 この会は、福井県勤労者互助会(以下「互助会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この会は、北陸労働金庫及び勤労者福祉事業団体等の勤労者福祉事業の利用、及び会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的地位の向上と生活の安定を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所を福井県福井市に置く。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1)北陸労働金庫及び勤労者福祉事業団体等が行う会員のための勤労者福祉事業の利用、及び紹介に関すること。
- (2)会員の生活・福祉向上に係る知識や情報その他のサービス等の提供に関すること。
- (3)会と地区の福祉事業との連携や、会員のボランティア活動への参加促進に関すること。
- (4)その他この会の目的達成に必要なこと。

(会員の資格)

第5条 この会に加入する者は、地区内に居住または就業する者、又はこの会の趣旨に賛同する勤労者等とする。

2. 前項の規定にかかわらず、暴力団等の反社会的組織の構成員に該当する者は、この会の会員となることができない。また、入会後に反社会的組織の構成員に該当する事が判明した者、又は脅迫的な言動・暴力的な行為等でこの会の活動を妨害した者は、役員会の決議により除名することができるものとする。

(会員の構成)

第6条 この会の構成は、過半数が勤労者であることとする。本条の趣旨の充足が疑われる申込があった場合は、会はこれを留保することができるものとする。

(入 会)

第7条 この会に加入するときは、互助会または受付事務の代行を行う労働金庫営業店・ローンセンターのいずれかにおいて、所定の加入申込書に必要事項を記載し互助会事務局に申込むものとする。入会后、氏名・住所等が変更となった場合、当該会員は、加入(変更)申込書にて互助会事務局に届出することとする。

(会員資格の喪失、脱退)

第8条 この会を脱退するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。なお、北陸労働金庫の利用が2年以上ない場合は、会員資格を失わせることができるものとする。

2. この会の名誉を毀損し、あるいは公序良俗に反するような行為があったとき、その他この規約に違反し会に重大な損失を与えるような行為があったとき、役員会の決定により除名することができるものとする。

(機 関)

第9条 この会に次の機関を設ける。

1. 総代会
2. 役員会

(代議員)

第10条 総代会の代議員は、労働金庫営業店の地区単位で役員会の推薦に基づき、会員から1名選出する。

(総代会)

第11条 総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。

1. 規約の改定に関する事項
2. 会員の加入・脱退に関する事項
3. 事業計画並びに活動方針の策定に関する事項

4. 予算、決算の承認に関する事項
5. 役員を選出に関する事項
6. 各地区の代議員選出に関する事項
7. その他重要事項に関する事項

(総代会の開催)

第12条 総代会は、会長が年1回招集し開催する。また、総代会の議長は会長が務めるものとする。

(総代会の成立および議決要件)

第13条 総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立する。議決は、出席代議員の2分の1以上の賛成を要する。

(役員会)

第14条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項実施の会務を執り行うものとする。

(役員会の開催)

第15条 役員会は、年1回以上の開催、及び会長が必要と認めるとき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。

(役員会の成立および議決要件)

第16条 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、出席役員2分の1以上の賛成を要する。

なお、議長は会長が務めるものとする。

(役員)

第17条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 事務局長 1名
4. 会計監査 1名

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し業務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 事務局長は、会長の命を受け業務の執行に当たる。
4. 会計監査は、年1回帳簿、確証等を精査し業務執行状況を監査する。

(役員を選出と任期)

第19条 役員は、会員の中から総代会の決議により選任する。役員の仕事は2年とするが、再選は妨げない。

なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第20条 この会の経費は、配当金、預金利息、助成金、寄付金等をもって充てる。

(会費)

第21条 この会の会費は徴求しない。

(会計年度)

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(労働金庫利用)

第23条 この会の事業に定める北陸労働金庫加入による金融機能の利用については、金庫所定の手続きに従うものとする。

(付則)

第24条 この会の規約の改廃は、総代会が行う。

第25条 この規約は平成20年3月28日から施行する。

この規約は平成28年5月27日改定し、同日施行する。